

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

2 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度 配水情報システム機器保守業務委託	各種施設管理－通信設備保守点検	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部	¥5,830,000	令和6年2月6日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	－
2	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業の実施に伴うATC庁舎庁内情報ネットワーク環境整備等業務委託	情報処理－情報処理	NECフィールディング株式会社 西日本営業本部 関西第一営業部	¥1,815,000	令和6年2月7日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	－
3	柴島浄水場監視制御設備保守点検業務委託 長期継続	機械等施設点検・運転－施設保守点検整備	メタウォーター株式会社 関西営業部	¥326,700,000	令和6年2月29日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	－

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 配水情報システム機器保守業務委託

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、配水場内及び市内主要配水管路に設置された配水テレメータからの情報を画面に表示し、全市的な配水状況が確認できる配水情報システム（以下「本システム」という。）について、部品の定期交換を含む機器保守を行い、機能維持を図るものです。

本システムは、三菱電機株式会社が独自に開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該事業は上記業者に移管されており、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確となり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

以上の理由より、本業務における一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が唯一の業者です。以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5572）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市水道基幹管路耐震化 PFI 事業の実施に伴う A T C 庁舎庁内情報ネットワーク環境整備等業務委託

2 契約の相手方

NEC フィールディング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、令和 6 年 4 月から開始される大阪市水道基幹管路耐震化 PFI 事業を実施する事業者により、別途確保した事業者用の執務スペース内で各業務システムを使用させるため、電算室内の大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク（以下「統合基盤等」という。）について、専用ポートの作成やネットワークの設定変更など必要な環境整備を行うものである。

統合基盤等については、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築された構成となっており、本業務において行う統合基盤等への機能構築及び機器等への設定、並びに履行により動作確認・機能保証を行うには、統合基盤等の構成及び設定状況等を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、移設後のシステム利用に障害が発生した場合、その原因が端末機器固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ている。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは上記業者が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局総務部デジタル推進課（電話番号 0 6 - 4 7 0 3 - 3 1 4 7）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場監視制御設備保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

メタウォーター株式会社

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場高度浄水処理棟及びスラッジ処理場に設置している監視制御設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、富士電機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて制作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備の事業はメタウォーター株式会社へ事業継承されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、メタウォーター株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）